

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年4月9日まで縦覧に供する。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年2月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人英語DEおけいこ伝統文化&日本語の会

大塚 律子

坂出市西庄町1229番地

3 定款に記載された目的

この法人は、香川県内に住む県人（学童、学生も含め）と在県外国人を対象に、日本の伝統文化である、いけばな、茶道、礼法、きもの着付、日舞、水墨、日本画、美しい日本語を英語と日本語で学び、広く美しい日本の、又、ひいては他国の伝統文化やマナーを学び広めることを目的とする。